

Title	連帯概念と連帯的社会像：E. デュルケーム『社会分業論』の主題と論理構成をめぐって
Sub Title	Le concept de 'solidarité' et la vision de la société sociale : sur "De la division du travail social" par Emile Durkheim
Author	鈴木, 智之(Suzuki, Tomoyuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1990
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.30 (1990.), p.63- 71
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000030-0063

連帯概念と連帯的社会像

—E. デュルケーム『社会分業論』の主題と論理構成をめぐって—

Le concept de 'solidarité' et la vision de la société solidaire

—sur "De la division du travail social" par Emile Durkheim—

鈴木 智 之
Tomoyuki Suzuki

Dans la théorie sociologique d'Emile Durkheim, le mot de solidarité joue souvent un rôle très important. Mais ce mot, qui n'est jamais défini dans les textes de Durkheim, revêt de différentes significations selon les contextes.

T. Parsons donne à la théorie durkheimienne une interprétation totale et systématique, en tenant l'état solidaire pour l'état social qui est déjà intégré par un système de normes. Il ne voit cependant qu'un aspect du mot.

Dans certains contextes, Durkheim considère la solidarité comme une des conditions de l'émergence d'un ordre normatif dans le processus de mutation sociale. Dans ce cas-là, nous ne pouvons pas comprendre le sens du mot à la manière parsonienne. La solidarité consiste alors dans les contacts et les communications continuels, et dans la compréhension mutuelle des besoins et des émotions.

0. はじめに

E. デュルケームの社会理論が、しばしば連帯という用語を基軸として展開されていることは既に周知の事実である。

例えば、彼の最初のまとまった著作である『社会分業論』(1893)は、社会的分業の進展に伴う社会関係の形式的変化、もしくはその構成原理の転換を、「機械的連帯」から「有機的連帯」への移行として描きだすものであった。またそれ以降、この類型区分が放棄されてしまったから、連帯的な関係の可能性とその条件については、随所にくり返し追求がなされている。

では、デュルケームにおいて“連帯”とは何であろうか。——既に G. ボッジらによって指摘されるとおり、デュルケームのテキストの中で、連帯という用語そのものは一度も明確に定義づけられていない¹⁾。しかもその適用範囲はかなり広範におよび、その分、概念内容には曖昧さが伴っている。(例えば彼は、財産所有者とその

財との関係に「物的連帯」という用語をあてはめている。)つまり、デュルケームの言説の中での「連帯」は、操作的に定義された技術的用語ではなく、日常的な用語法とのあいだに明確な境界をもたない言葉のひとつなのである。

このことは、デュルケームの言説を狭い意味での理論として理解しようとする者にとって、いささか厄介な障害となっている。連帯という概念は、デュルケーム社会理論の最も重要な構成要素のひとつであるにもかかわらず、それが一貫した理論的体系を構成するには、概念としてあまりにも過度の可塑性を付与されているからである。彼の理論、とりわけ『社会分業論』におけるそれが、時として厳密さを欠き、論旨の混乱を示しているとすれば、少くともその一端は連帯という用語の概念的限定の欠除に由来している。

そこで私達としては、連帯という用語の意味を、その文脈ごとに理解し分節化しながら、デュルケームのテキストを読み進めなければならない。とりわけ、この用語

が人間と人間、集団と集団の関係に対し、一定の価値づけを伴いながら用いられている時、そこに未分節な形で含意されているものを注意深くよりわけていく必要がある。それは単に、ひとつの概念を明確化するためばかりではない。その作業をととして、デュルケーム社会理論の主題と論理に関し、彼自身が十分に言語化しえなかった部分と呼びおこしていくことにつながるはずだからである。

そこで本稿においては、その手ははじめとして次のことを試みてみたい。

まず、『社会分業論』にテキストを限定し、その中の個々の文脈に応じた連帯概念の位置づけを再確認していくこと。筆者の読みとる限り『社会分業論』は、その主題と論理構成において一種の二重構造を示しており、それぞれの脈絡ごとに、連帯という用語の意味にずれが生じている。この点を確認しつつ、連帯概念のこれまで十分に認められてこなかった一側面を浮きあがらせた。そして次に、デュルケームの他のテキストにも言及しつつ、連帯という用語によって示される社会的紐帯の諸特性を再構成すること。これによって、社会理論全体の主題と結びついた、ひとつの連帯的社会像を提示することができよう。

1. 機械的連帯から有機的連帯へ

『社会分業論』の中心的な主題と論理構成は既によく知られている。まず、それを簡単にふりかえり、その脈絡の中での連帯概念の位置づけをおさえておくことにしよう。

T. パーソンズも言うように、『社会分業論』は「デュルケームの後の理論的展開にとって本質的な要素を、その萌芽的形態においてではあるが、ほとんど含んでいる」作品であり²⁾、それだけに著作全体としてはきわめて複雑な構成を伴っている。しかし、あえてその中心的な論旨だけをとりだしてみれば、

「社会的分業」

「個人の自立化（または個人化）」

「社会的連帯」

（「機械的連帯」と「有機的連帯」）

という、三つ（ないし四つ）の概念の関係づけにおいてこれを把握することができる。というのも、デュルケーム自身の表現をそのままとれば、この著作はまず第一に次のような問いに答えようとするものだったからである。

「個人がますます自立的になりつつあるのに、いよいよ

よ密接に社会依存するようになるのはいったいどうしてであるか、個人はなぜいよいよ個人的になると同時にますます連帯的になりうるのか³⁾。

すなわち、一方において社会（集合意識）に対する「個人の自立化」が進行する時、その個々人が相互に孤立することなく、むしろ「社会的連帯」を強めていくとすれば、それはいかんにか、ここに著作の構成を規定する中心的問題があったと言えるのである。そしてこの問いに対し、『社会分業論』は、「分業の機能」というところから解答を示すものであった。

ひとまず、その説明の筋道をたどってみることにしよう。

デュルケームによれば、機械的連帯の基盤となっていた社会の環節的構造を解体させるのは、直接には社会的分業の力ではない。なぜなら「環節による構成は分業にとってこえがたい障害であり、少くとも部分的にせよ、分業が出現するためにはすでに消滅していたはず」なのであり、「分業は環節的構成がその存在を終った限りにおいてのみ存在しうる」からである⁴⁾。

では、社会の環節的構成を喪失させ、分業の進展を可能にする第一次的要因は何か。デュルケームはそれを、(1) 定住化のもたらす人口の集中、(2) 都市社会の形成、および(3) コミュニケーション手段の発達に求めている。これらの要因によって、「今まで切り離されていた諸個人が接近するようになり」、「これまで相互に影響しあうことのなかった社会全体のうちの諸部分間に、互いに交換しあうさまざまな運動が生じる」⁵⁾。かくして、彼の言う「人口の動的・道徳的密度」が増大し、環節型の社会は解体していく。社会的分業はこれによって可能になるのである。

しかし、「ひとたび分業が始まると、それは環節的構成の衰微を促進するのに役立つ」⁶⁾。そして分業の進展は、機械的連帯の存立基盤をその根底から掘りくずし、従ってまた、それを特徴づけている意識間の関係を転換させていくことになる。——当然のことながら、分業が進行するということは、相互に異質な活動の領域が一社会の内部に成長していくことを意味する。従ってそれぞれの活動は異なった条件下でなされることになり、各々の担い手の意識はその状況の多様性に応じて分化していかざるをえない。そこで、単一の集合意識が個々の活動主体の意識を包摂していくことができなくなるのである。——この時、行為を規制する集会的・規範的要素が消失してしまうわけではない。しかし、個人意識の類似性が低下すればするだけ、意識間に共有されこれを拘束する

要素はより一般化された価値や規則のみを表現するようになる。かくして分業の進展は、類似にもとづくという意味での機械的連帯の契機を縮小させ、他方、集合意識に対する個人意識の相対的自立化をもたらすのである。

しかし、分業の進展は「連帯的なもの」それ自体に対して、一方的に否定的な作用を及ぼすわけではない。機械的連帯の成立条件を剝奪する一方で、分業は、それ自ら新たな連帯の契機を作りだしていくからである。

分業は確かに、集団や個人を専門分化させ、その意味では互いに互いを引き離す。しかし、分化し個別化した活動主体は、互いの活動の産物を交換しあわなければ、個々の活動、生活を維持していくことができない。つまり、専門分化が進行すればするほど、他の主体との相互依存関係は強められざるをえないのである。従って「分業は対立させると同時に結合させる」のであって、「自らが分化した諸活動を収斂させ、引き離れたものを接近させる」⁹⁾。専門化し、個別化した諸主体こそ孤立した状態では生きられないのであって、相互の持続的関係を要求しあう。ここに新たな連帯の契機が見いだされる。言うまでもなく、この相互依存関係から生まれるのが有機的連帯である。

2. 分業の条件としての連帯

さて、前節の内容を要約すれば次のように言える。

『社会分業論』においてデュルケームがまず自らに課したのは、「個人の自立化と社会的連帯はいかにして両立しうるのか」という問題であった。そして彼は、「そのいずれもが分業の機能として生じるからである」という解答を提示した。つまりここでは、分業が説明要因であり、個人化と連帯（特に有機的連帯）はそれによって説明される要素である。はじめに分業があり、個人化した社会における連帯はその帰結として生じる。これが先にのべた中心問題に対する解答であり、論理である。私たちとしては、とりあえずこの点を確認しておかなければならない。

ところが、社会的分業と連帯との因果的関連づけにおいて、『社会分業論』はこれまでの要約とは異なるもうひとつの側面を示している。ある文脈においてデュルケームは、連帯の存在を、分業を成立せしめる条件として位置づけているのである。

既に見たように、分業の発達を促す直接的要因は、人口の動的・道徳的密度の増大であった。だが、人口の密度が増しその間の交流の頻度が増大すると、なぜ集団内

に専門分化がひきおこされるのであろうか。

デュルケームによれば、それは人口の動的・道徳的密度の増大が一種の生存競争の激化を生むからである。以下、その論理をたどってみよう。

ダーウィンを援用して、「二有機体間の競争は、両者が類似しているほど激しい」とデュルケームは言う⁸⁾。

「同じ欲求をもち、同じものを追求すれば、両者はどこにおいても対抗しあう。必要以上の資源をもつ限り、彼らはまだあい並んで生きることができる。だが、彼らの数がふえてきて、あらゆる欲求が十分に満たされないようになると、戦いが勃発する」⁹⁾。

この「戦い」を回避するためには、相互に異質な欲求を持ち、異なるものを追求しなければならない。そして、分業はそうした差異化のための最も有効な手段である。つまり、人口の規模と密度の増大が資源の相対的希少化をもたらした時、その社会内部の関係が闘争状態におちいってしまうことを防ぎ、共存を可能にするひとつの選択肢が、分業による専門分化なのである。

しかし、それまで同一の活動に従事し、相互の類似性の認知によって結びついていた複数の主体が、それぞれの活動を分化・専門化させ、なお新たな共存関係をつくりあげるということは、少くとも、それまでのものとは異質な要素——未知の習慣や規則——を相互関係の内にもちこむことを意味する。しかもデュルケームは、この時、両者の関係を規制する第三者的な力（例えば、ホブズ的な絶対権力）の介在をほとんど可能性の域外に置いている。相互に分化しつつ、新たな関係を形成するプロセスは、外部からの強制力や所与の規則によって調整され制御されるものとは考えられていないのである。従って、互いに分化する主体は、当事者間で各々の活動領域を限定し、境界をひき、相互の関係を規制する新たなルールを設定していかなければならない。機械的連帯から有機的連帯への移行には、関係を制御する規範の質的な変換が必要とされるのである。

しかし、資源の希少性という、それ自体利害対立の契機となるものを前にして、そのような自発的な関係の更新がいかにして可能であらうか。

デュルケームは、こうした分業にもとづく共存関係が成立していくために、その関係に参加している人々が「あらかじめひとつの社会を構成していること」、もしくはその「諸個人が既に連帯的であること」が必要だと論じている¹⁰⁾。「分業はすでに構成された一社会の成員のあいだでのみ実現されうる」のであり、分業が成立するためには「互いに闘争に参加していく個々人が既に連帯

的であり、またその連帯を感じとっていなければならない。すなわち同一の社会に属していなければならない」のである¹¹⁾。これを文字どおりにとれば、欲求に対する資源の希少化が生まれた時、そこから闘争状態が惹起されるのか、それとも分化による共存が選択されるのかを左右するのは、「帯連の有無」に他ならないことになる。この文脈での連帯は、分業にもとづく社会が成立するための前提条件である。

しかし、連帯と分業との間のこうした関係づけは、前節に要約した考え方との間に、少くとも表現上の矛盾を生まざるをえない。

他方において、分業は既存の連帯の基盤が解体したところに生じ、その分業が新たな連帯の契機を生み出すのだと論じられているのに、ここでは、分業が成立するためにはその社会が既に連帯的でなければならないと論じられてしまうからである。そもそも、あらかじめ連帯的な社会でのみ分業が生起するのであれば、連帯の可能性を分業の機能によって説明しようという戦略それ自体が意味をなさなくなってしまう。この矛盾の結果としてデュルケームは、例えば、「分業は・・みずからが分化させた諸活動を収斂させ、引き離れたものを接近させる」と言いながら、すぐそれに続けて「この接近はあらかじめ存在していたはずである」と言わなければならない¹²⁾。分業と連帯との関係づけにおいて、彼のテキストの中には二つの論理が用意されているのである。

では、『社会分業論』の成立過程の中で、なぜこのような矛盾した表現が生まれてしまったのだろうか。また、これら二つの論理を、デュルケーム社会理論全体の発展プロセスの中に位置づけてみる時、それらをどのように関係づけ、評価することができるだろうか。

おそらくこの問題に対する解答は、デュルケームの様々な著作に一定の方向性を与えている、より包括的な意味での主題をどう理解するかによって大きくくいちがってこよう。私たちとしては、連帯概念の文脈ごとの内容をよりわけていく一方で、これを全体的視野の中に位置づけ、整理していかなければならない。

3. パーソンズによる『社会分業論』解釈

上述の問題に対するひとつの解答は、既に『社会的行為の構造』(1937)の中でT. パーソンズによって示されている。周知のとおりこの著作は、「社会秩序に関するホブス問題」を軸として、マーシャル、パレート、デュルケーム、ウェーバーらの著作に体系的読解を示し、社会学的思考の成立過程を思想的に描きだすことを主

眼とするものであった。そこで、『社会分業論』に始まるデュルケーム社会理論の展開も、「秩序問題」をめぐる思考の展開と深化の歩みとして読みとられている。

パーソンズによれば、「デュルケームはコントの精神的後継者であり、かれの初期の思想の重要な要素は、すべてコントの著作にその萌芽を見いだすことができる」¹³⁾。

しかし、「デュルケームとコントを分かち主要な相異のひとつは、デュルケームが社会動学の問題に関するコント風の先入見を共有することなく、コントが“社会静学”と呼んだものに没頭したことである。秩序の問題こそ、デュルケームにとって初期からの中核の問題であった。まさに、デュルケームがコントを乗り越えたのは、この問題を追求していくなかでかれがコントよりもずっと深い理論的水準にまで達したことによってである」¹⁴⁾。

では、秩序問題をめぐる理論的水準の深化において、『社会分業論』のなした貢献はなんであったろうか。

彼の解釈に従えば、それは、人間の社会的相互行為の中で共有された道徳的価値もしくは規範的規則がはたす役割を、この著作が明確に示したことにある。とりわけ、スペンサーの言う「契約的關係」への批判として、契約を成立せしめる制度、いわゆる「契約の非契約的要素」の存在を明示したことが重視される。

「契約の『制度』と呼ばれるもの——つまり契約関係を規制している諸規則であるが——は、当事者間の合意に属することがらではなく、むしろこうした合意に先だって存在し、しかもそれから独立したものである」¹⁵⁾。

パーソンズは、この「契約的關係」をめぐるデュルケームの洞察に、功利主義的個人主義への決定的批判を見る。従って、「秩序問題」をてことして功利主義的思想を乗り越えていく思考の流れ——つまり、社会学的思考の生成の過程——の中で、『社会分業論』のはたす役割は決定的なものである。

彼によれば、「デュルケームがここで行ったことは、鋭い形でホブス問題を再提示したこと」なのであり¹⁶⁾、この著作は、「功利主義的理論のなかで定式化された諸要素には秩序〔維持〕のための適当な基盤が含まれていないということ」、すなわち「何故に人々は他の人々の利害と両立しうる手段を用いて、その限定された目的を追求するのか」を功利主義的思考によっては説明できないということを明らかにしている¹⁷⁾。そしてデュルケームは、「個人的な利害を追求するこうした巨大な行為の複合体は、契約当事者のそれぞれ個人的な直接的

動機から独立な、一群の諸規則の枠内で展開しているという事実」、言いかえれば、「功利主義者とりわけ経済学者が念頭に浮かべている活動は、規制力をもつ規則の体系によって特徴づけられた秩序の枠内で行なわれているにすぎぬ」ということを暴きだしているのである¹⁸⁾。

すなわち、秩序問題に対する『社会分業論』の最も大きな貢献は、分化した社会の中で契約的關係をとりむすぶ諸個人に対しても、常に「集合意識」が先行し、その意識を拘束しているという事実、これを明示したことに求められねばならない。

ところが、やはりパーソンズに従えば、他方においてデュルケームは、自立的で自由な個人の価値を擁護するという課題を自らに課しており、このために「共有された価値・規範によって統合された社会」と「個人主義的で分化した社会」とをあくまで切りはなしておかなければならなかった。このために、機械的連帯のもとでの「集合意識」の拘束力と契約的關係の中での「非契約的要素」の拘束力とを同一視することは許されなかったのである。

パーソンズのこの指摘は、それがそのまま正しいかどうかは別としても、確かにデュルケームの論述上の曖昧さをついていえる。少なくとも『社会分業論』の枠内においては、「集合意識」の成立と個人意識間のトータルな類似とがしばしば不可分なものとして記述されており、両者は、概念上十分に分節化されることなく、ともに機械的連帯を特徴づける要素として位置づけられている。その結果として、分化した主体間を規制する規則の体系——例えば「契約の非契約的要素」——が存在するというとき、その拘束力を、機械的連帯のもとでの集合意識の規制力と異質なものとして読みとらせてしまいかねないのである。

パーソンズの解釈では、契約的關係を規制する規則は、文字どおり行為者の意識に外在する「行為の外的条件」として位置づけられており、意識内在的な拘束力をもつ集合意識のそれとはあくまで異質なものとして提示されているのだとされる。これによってデュルケームは、契約の制度の存在をみごとに暴きながらも、その本質を明らかにする可能性を自ら閉ざしてしまったのである。そしてまた、この点にこそ「有機的連帯論」の根本的な不備があり、『社会分業論』以降のデュルケームは、その自覚によって連帯の類型区分を放棄し、機械的連帯論——つまり、集合意識による統合の理論——へと回帰していったのだと論じられている。

なるほどこうした解釈にたてば、先にのべた連帯と分

業の關係づけをめぐる論述の混乱に、ひとつの收拾の道をひらくことができる。この時、この混乱は、『社会分業論』全体の論理的不備と、それを修正しようとする思考の連動の結果として了解されることになる。

デュルケームは、秩序問題を軸として考察を進めていくうちに、分化し自立化した個人間の關係においても、それが一定の秩序のうちに成立するためには、共有された規範的規則の存在が不可欠であることにますます自覚的になっていった。そしてそれは、実質的には、有機的連帯が成立するためにも、集合意識の規制力（機械的連帯の一要素）が要求されるということに他ならない。デュルケームが連帯を分業の条件として位置づける時、そこに示唆されているのはその事である。しかしこの認識は、機械的連帯と有機的連帯を根本から考察しようとする著作全体の構成を修正するところまでは推し進められなかった。すなわち、先に述べた論述上の矛盾は、秩序問題をめぐる思考の深まりとその不徹底によって生じたものと理解されるのである。

パーソンズのこの解釈は、社会秩序の問題が、『社会分業論』およびその後のデュルケーム社会理論の展開を規定する重要な一要素であったことを正確に指摘しており、この点において正当な理解を示したと言える。そして、分化し、個人化した主体間に秩序が維持されるためには、規範的規則の体系が個人意識を拘束する形で存立していなければならないという認識も、確かにデュルケーム自身のそれと重なりあうものであろう。

しかし、「分業が生起するためには、個々人があらかじめ連帯的でなければならない」と言う時、デュルケームが主題化しようとしていたものを、パーソンズは必ずしも内在的に理解していない。またパーソンズは、連帯という概念を、既に規範的規則の体系によって統合されている状態と解しているが、これも決定的をえたものとは思われないのである。

デュルケーム自身は、社会秩序の問題を動態的なプロセスの中で論じようとしているからである。

4. 秩序生成の条件としての連帯

既にふれたように、社会的分業の進展は、社会的環節の構成が少なからず解体し、機械的連帯の存立基盤が揺らぎはじめたことによって可能になる。とすれば、分業にもとづく秩序は、環節型社会の中で關係を規制していた規範が、そのままの形では現実の社会關係を制御しえなくなった状況の中ではじめて成立していくことになる。それまでとは異質な關係をつくりあげていくため

の、新たな規範的規則がそこには用意されねばならない。そこで、今まさに過去の規範的秩序が解体しているとする時、それにかかわる未知の規範的秩序が創造されるとすればそれはいかにしてか。問われなければならないのは、その論理もしくは条件なのである。

確かにパーソンズの言うとおり、社会秩序が成立するためには、なんらかの規範的要素が共有されねばならない。しかし、この文脈でのデュルケームの主要な関心は既にそれを指摘するところにとどまてはいない。彼が主題化しているのは、その規範内容の変容を伴いつつ、人々が新たな共存を選択していくための条件である。類似にもとづく関係が解体し、分業と差異にもとづく関係に転換していくためには、当然、その関係を統制する規範的規則の内実がなんらかの断絶を生みつつ更新されていかなければならない。従ってそこには、新たな社会秩序の創発が要求される。その創発の条件を問う限りにおいて、デュルケームの思考は既に動態的なプロセスへと向けられているのであって、パーソンズの静態的な枠組みとは相容れない要素をはらんでいるのである。

では、規範的秩序の創発条件として「連帯」を位置づけてみた時、この言葉の意味内容はどのように理解されるだろうか。

既述のようにパーソンズは、「連帯が分業の条件である」という論述を解釈する際、一定の規範的規則の体系があらかじめ確立され、社会的相互行為を制御している状態として「連帯」を理解している。しかし、それは明らかに誤りである。分業の進展がそもそも環節型社会の解体を前提としている以上、分業の成立条件が問題となる時点において、かつての規範体系は既に旧態化しているはずである。従って、分業を条件づけている「連帯」は機械的連帯そのものではない。また、有機的連帯は分業の結果として生じるのであるから、当然その条件となることはできない。

そこで私たちは、この文脈における連帯概念の含意を、全く新しい形で解釈しなおさなければならない。

そのひとつの可能性は、ここでの「連帯」を、「機械的」や「有機的」という指差的な特性以前の、まさに「連帯的」とのみ呼びうるような社会関係の様相としてとらえることであろう。言い換えればそれは、分業の条件としての連帯を、相互の類似によってはじめて生じるものでも、その差異によってあらためて生まれるものでもない、持続的な紐帯のあり方として理解することである。この時、連帯は、その形態を規定する契機に先だつて、常にあらかじめ存在していなければならない。

そして、もしそのように解することが可能であるならば、「機械的連帯から有機的連帯へ」というテーゼに、これまでの一般的な解釈とはややニュアンスの異なる表現を与えることができる。このテーゼは、ひとつの関係のあり方が完全に解体し、全く新たな形成原理に従って再構成される過程を言うのではなく、「連帯的」と呼ばれる持続的な関係の様相が、外的条件の変化に応じて異なった規範の体系を産出していく過程を指すのだと言えるからである。分業がひとつの連帯を解体し、全く新しい連帯を作り直すのではない。終始一貫して連帯的な社会でのみ分業が生じ、それによって連帯的關係の相貌が変化するにすぎない。つまり、はじめに連帯ありきである。

もちろんこうした解釈が、『社会分業論』の全体にわたって妥当するわけではない。本稿の初めにも述べたように、この著作は論理構成の上で一種の二重構造を示しており、その両者を完全に和合せうような一義的解釈は、いずれの側に力点をおいたとしても可能であるようには思われないのである。

一方においては確かに、自立化した個々人がなお連帯的でありうる根拠を、分業の機能にもとめようとする論理がある。しかし他方においては、分業による共存とそれにもとづいた社会秩序の成立を、連帯的紐帯に内在する規範創出のポテンシャルから説明しようとする思考が存在している。この第二番目の論理展開に即してみるならば、私たちは「連帯」をパーソンズのとらえたものと全く異なる位相において理解しなくてはならない。

5. 連帯的社会像

では、規範的秩序の源泉として位置づけられたとき、連帯とはどのような社会的紐帯のあり方を指し示しているだろうか。デュルケームの様々なテキストの中に、その具体的内容を求めてみよう。(とはいえ、冒頭にも述べたように、デュルケーム自身は連帯という用語をいかなる文脈においても定義づけていない。従って私たちにできることは、その断片的論述の中から、連帯的な社会関係のイメージを、ある程度恣意的に、仮説的に構成してみることに尽きる。)

(1) 接触 (コンタクト)

「持続的な接触状態にある諸個人の集合体は、すべて一個の社会を形成する」とデュルケームは述べている¹⁹⁾。ここで、分業にもとづく秩序の成立条件として、「一社会を構成すること」と「連帯的な関係を形成する

こと」とが等価な位置づけをなされていたことを想起すれば、これを「持続的な接触状態にある諸個人の集合体は連帯的な関係を形成する」と読みかえることにさほどの無理はない。また同様の考え方は次のような論述の中にも見いだされる。

「社会的連帯が強い場合には、それは人々をたがいに強くひきあわせ、ひんばんに接触させ、たがいに関係しあうべき機会を多くつくりだす」。

そしてこの時、

「人々は社会的連帯が強力だから接近しあうのか、それとも人々がたがいに接近しあうから社会的連帯が強力なのかどうか、ということ断言するのは容易ではない」²⁰⁾。

いずれにしても、個人間の接触の頻度が連帯の強度と強く相関しあう事実であると言えよう。連帯とは、まず第一に、人々が互いに無交渉ではなく、接近しあい接触しあうところに生まれる。

しかし、ここでデュルケームの言う接触(コンタクト)とはどのような事態を指すのだろうか。

(2) コミュニケーション

例えば彼は、『社会学講義』において次のように論述している。

「一般的に言って、他のすべての条件が同じであれば、ある集団が強固に確立されていればいるほど、それ固有の道徳的準則の数は増し、人々の意識に対するそれらの権威も強くなる。なぜなら、集団の凝集性が大きければ大きいほど、諸個人はますます緊密かつ頻繁に接触するからであり、またこうした接触がより頻繁かつ親密になればなるほど、交換される観念や感情は増し、共同の意見がより多くの事項にまで拡大するからであり、また多くの事項が共同のものとなるからである」²¹⁾。

ここには、デュルケームが接触という言葉を用いる時に想定している社会関係の様相が、比較的はっきりと語られているように思われる。「接触」は、その訳語の与える即物的な印象とは異なり、単なる物理的接近や関わりあいの存在以上のものを含意している。そこには、各々のもつ観念や感情が交換される過程、個々の要求が共同のものとなる過程が付随していなければならない。言いかえれば、充分なコミュニケーションが存在しなければならないのである。

既に見たように、分業にもとづく関係が漸進的に成立していくためには、以前には共有されていた労働の中に境界線を引き、相互の活動領域をそのつど限定してい

なければならないのであった。そしてデュルケームは、この課題が順次達成されていくための条件として、「この専門分化する二部分が、その分離の続いているあいだじゅう、たえずコミュニケーションしていることが不可欠である」と論じている²²⁾。分化しつつある諸主体間の関係は、相互の交換過程を経るにしたがって「やがて自らを規則化し、時がその規則を強化して」いくのであるが、その時相互のコミュニケーションが緊密であれば、「かすかな反応でも双方に感じとられるから、こうして形成された諸準則もまた、この敏感な反応という特徴を帯びる。すなわち諸準則は、詳細にわたって均衡の諸条件を予測し、これを固定する」にいたる²³⁾。緊密なコミュニケーションの存在は、行為準則の確立と、それが相互の要求の均衡点に導かれるための必須条件なのである。

そこで、頻繁な接触とそこから生まれる緊密なコミュニケーション、これが規範的秩序の生成を可能にする前提条件であり、この文脈における「連帯」の第一の位相であると言える。集団内の分化が推し進められ、同時に、個別化する主体間の関係に秩序が与えられていくためには、まずその個々の主体が互いに触れあい、知らせあわなければならない。「連帯」はそこから生まれるのである。

(3) 他者

さて、これまでに述べてきた二つの条件と関連させて、連帯的な紐帯を特徴づけるもうひとつの要素に触れておくことにしよう。それは、社会関係の中で、他者がお互いにどのような存在として意識されるのかということに関わっている。

例えばデュルケームは、分業によって作りだされる社会関係が、しばしば交換という側面に限定されて論じられてきたことに異論を唱え、交換はより深層にある精神的依存関係の外面的表現にすぎないと述べている。

「交換とは、内的な深層の状況をおもてにあらわすだけのことなのだ。まさにこの内的状況は恒常的であるから、内的な心象を扱う場合、交換にはない持続性をもって働くような全機構を生じさせる。われわれを補完する者の心象は、われわれ自身のうちにおいて、自分に対する心象と不可分なものになる」²⁴⁾。

すなわち、交換そのものは一時的・利害的な関係であるけれども、そうした関係が成立する為には、他者が単なる利害の対象としてではなく「われわれを補完する者」として意識されていなければならない。他者の存在が、自己の存在に不可分なものとしてイメージされていなければならないのである。そして、デュルケームの表現に

従えば、「他者の心象が自分に対する心象と結合するのでなければ、他者とわれわれとのあいだに決して連帯はありえない」²⁶⁾。従って、功利的・利害的關係を越えた精神的・人格的關係の成立は、連帶的紐帶の重要な一要素であると言える。

緊密なコミュニケーションは、当然にも、それが存在しない状況に比べて、他者に対する理解の程度を高めさせる。それによって、他者が何を思い、何を欲しているのが了解されるようになる。その時他者は、既に単なる交換の相手、すなわち利害の対象ではなく、それ以上の意味をもって各行為者の前に現われてくることになる。そこで他者は、「われわれの意識の不可欠の構成部分」となり、その他者を失うことは精神的な痛みを伴うようになる。他者はかけがえのない存在になっていくのである。デュルケームは、この他者の意味の変容こそ、規範的紐帶の本質の源泉である、と論じているように思われる。

また、このように他者と自己との関係が精神的内容を伴うようになると、その関係自体が道具的な性格を失い、感情的もしくは情緒的な“意味”を担いはじめる。例えば、分業が進行し、社会的諸機能が各集団に分配されていく過程においても、これら諸集団は「互いにもっている欲求を機会あるごとにすぐ知らせあい、したがってまた、その相互依存関係については、いきいきとした持続的感情をもつ」ようになる²⁶⁾。コミュニケーションの存在を前提とした、この「持続的感情」の生成もまた、連帶的紐帶の重要な一側面であると言えよう。

6. おわりに

さて、要約しよう。

本稿の目的は、『社会分業論』における論理展開の二重性を指摘しつつ、デュルケームのテキストの中に、規範的秩序の生成条件に関わる思考をつかみとること、そしてその条件として連帯という概念を位置づけ直すことにあった。

この時連帯とは、その第一の位相において、頻繁かつ持続的な接触（コンタクト）と緊密なコミュニケーションの存在を、また第二の位相においては、その接触とコミュニケーションによって他者の感情や欲求が十分に了解され、自他の関係に精神的意味が付与されることを指している。こうした条件が与えられた時、個々に欲求をもち、相互に利害を対立しあう諸主体間の関係は、闘争的な状態を回避し、共存の道へと導かれる。これが、デュルケーム社会理論の根底にある、ひとつの暗黙の前提

であるように筆者には思われるのである。

では、何故そのように言えるのか。

デュルケームは、この問いに対してなら論理的な解答を用意していない。おそらく、規範的秩序の創発は、論理的に説明されるものではなく、常にひとつの事実として目撃されるものなのである。そこで彼は、それが新たに生まれるための「条件」についてしか語っていない。その意味で、社会秩序をめぐるデュルケームの思考は、純粹に論理的なものであるというよりも、むしろ経験的・仮説的なものである。従って、『社会分業論』における彼の解答は、厳密な意味で「秩序問題」にこたえるものであったとは言いがたい。しかし、少なくとも、「いかにして社会秩序は可能か」という問いが、歴史的ダイナミズムの問題として提示され、それがデュルケームの理論的言説を方向づける重要な要因となっていたことを、私たちはあらためて認識しなおさなければならない。

注

- 1) Poggi, G., 1972, “Images of Society” および葦田徹郎, 1981, 「デュルケーム『社会分業論』における有機的連帯論の構成」
- 2) Parsons, T., 1937, “The structure of social action” (以下 SSA と略記), 訳書 3 巻, p. 13.
- 3) Durkheim, E., 1893, “De la division du travail social” (以下 DT と略記) p. XLIII, 訳書 p. 37.
- 4) DT, p. 277, 訳書, p. 248.
- 5) DT, p. 238, 訳書, p. 249.
- 6) DT, p. 238, 訳書, p. 248.
- 7) DT, p. 259, 訳書, p. 265.
- 8) DT, p. 248, 訳書, p. 257.
- 9) DT, p. 248, 訳書, p. 257.
- 10) DT, p. 259, 訳書, p. 265.
- 11) DT, p. 259, 訳書, p. 265.
- 12) DT, p. 259, 訳書, p. 265.
- 13) SSA, 訳書, p. 12.
- 14) SSA, 訳書, p. 12 の注.
- 15) SSA, 訳書, p. 18.
- 16) SSA, 訳書, p. 21.
- 17) SSA, 訳書, p. 20.
- 18) SSA, 訳書, p. 21-22.
- 19) DT, p. 260, 訳書, p. 266.
- 20) DT, p. 28, 訳書, p. 65.
- 21) Durkheim, E., 1950, “Leçon de sociologie”, p. 47, 訳書, p. 42.
- 22) DT, p. 260, 訳書, p. 266.
- 23) DT, p. 360, 訳書, p. 355.
- 24) DT, p. 25, 訳書, p. 63.
- 25) DT, p. 25, 訳書, p. 63.
- 26) DT, p. 360, 訳書, p. 355.

文 献

- 葦田徹郎 1981 「デュルケーム『社会分業論』における有機的連帯論の構成」『ソシオロジ』26.
- Bellar, R. A. 1959 'Durkheim and History' American Sociological Review.
- Cherkaoui, M. 1976 'Socialisation et conflit: les systèmes éducatifs et leur histoire selon Durkheim' Revue Française de Sociologie.
- Durkheim, E. 1893 "De la division du travail social" 10^e édition 1978 PUF, 田原音和訳 1971『社会分業論』青木書店.
1950 "Leçon de sociologie" 2^e éd. 1969 PUF
- 宮島 喬・川喜多喬訳『社会学講義—習俗と法の物理学—』1974 みすず書房.
- Duvignaud, J. 1965 "Durkheim, sa vie, son oeuvre, avec un expose de sa philosophie".
- 宮島 喬 1985 「功利主義批判と社会学的思考の展開—デュルケームとウェーバーを通して」『思想』1985. 1.
- Parsons, T. 1937 "The structure of social action" 桶上 毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造』木鐸社.
- Poggi, G. 1972 "Images of Society: Essays on the sociological theories of Toqueville, Marx and Durkheim" 宮島 喬・田中治男訳 1986『現代社会理論の源流』岩波書店.